

戸塚区連合町内会自治会連絡会2月定例会 議 題 説 明 書

戸塚区地域振興課

議題名： 令和6年度戸塚区交通安全功労者表彰候補者の推薦について
【内容】 戸塚区では、日頃から区内において交通安全のために活躍されている方々に敬意を表するとともに、より一層の活動を推進していくことを目的として表彰を行っています。 つきましては、各地区で活躍されている個人及び団体の推薦をお願いします。 なお、表彰は戸塚区交通安全対策協議会総会内で行う予定です。 1 推薦数(地区ごと) (1) 個人 1～2名程度 (2) 団体 1～2団体程度 2 開催日時・場所(予定) 令和6年6月28日(金) 11時から 戸塚区役所8階 大会議室
【例年あげている議題か？】 例年依頼しており、昨年度も2月区連会でご依頼しました。
【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】 【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。) 地区連合町内会ごとに、該当者がいる場合には別添「推薦書様式」により推薦をお願いします。 推薦にあたっては、戸塚交通安全協会各地区支部長にも同様の依頼をしますので、御協議のうえ御推薦ください。 1 推薦期限 令和6年3月18日(月) 2 提出先 戸塚区地域振興課地域活動係 交通安全担当あて
【その他、注意することなど】 ・推薦書及び歴代表彰者一覧は個人情報ですので、取り扱いには十分御注意ください。 ・推薦にあたっては、表彰が決定したわけではありませんので、慎重にお取り計らいをお願いします。

問合せ先

担当部署 地域振興課

担当者名 平原

TEL 866-8413 FAX 864-1933

戸地振第 1043 号

令和6年2月19日

区内各地区連合町内会長 様

戸塚区交通安全対策協議会会長

戸塚区長 國本 直哉

令和6年度戸塚区交通安全功労者表彰候補者の推薦について(依頼)

立春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、区内の交通安全運動に多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月28日に、令和6年度戸塚区交通安全対策協議会総会及び戸塚区交通安全功労者表彰の開催を予定しております。

ついては、貴地区で交通安全対策に寄与されている方(個人・団体)について、戸塚交通安全協会各地区支部長と御協議のうえ、次のとおり御推薦くださいますようお願い申し上げます。なお、戸塚交通安全協会各地区支部長にも同様の文書を郵送しております。

また、お忙しいところ恐縮ですが、当日の御出席をお願いいたします。当日の御案内及び詳細については、後日改めて御連絡いたします。

1 開催日時・場所(予定)

令和6年6月28日(金) 11時から

戸塚区役所8階 大会議室

2 推薦基準

別添要綱のとおり

3 推薦数

(1)個人 1~2名程度

(2)団体 1~2団体程度

4 推薦期日

令和6年3月18日(月)

5 提出先

戸塚区地域振興課地域活動係 交通安全担当あて

6 添付資料

- (1) 戸塚区交通安全功労者表彰実施要綱
- (2) 推薦書様式
- (3) 歴代表彰者一覧(個人)
- (4) 歴代表彰者一覧(団体)

戸塚区地域振興課 地域活動係

交通安全担当 魚屋、平原

住所：〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17

電話：866-8413

FAX：864-1933

Eメール：to-kotsuanzen@city.yokohama.jp

戸塚区交通安全功労者表彰実施要綱

令和3年6月 29 日

戸塚区交通安全対策協議会会長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸塚区交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)が、交通安全功労者を表彰するに際し、必要な手続を定める。

(目的)

第2条 協議会による表彰は、日ごろ区内において交通安全のために活躍されている方々に敬意を表するとともに、その活動の一層の推進を図るために実施するものとする。

(表彰)

第3条 表彰は、協議会会長(戸塚区長)名により行う。

(表彰基準)

第4条 被表彰者の推薦は、次の項目のいずれかを積極的に行う者のうちから、適切と認める個人又は団体を対象に実施する。

- (1) 広報活動
- (2) 安全教育活動
- (3) 街頭指導活動
- (4) 交通安全に関する優れた発明、調査、研究
- (5) その他、交通安全及び交通事故防止活動

(被表彰者の推薦及び決定)

第5条 次に掲げる者又は団体は、表彰対象者を、協議会会長に対し推薦することができる。この場合において、複数の者を推薦する場合は、個人・団体の区分ごとに、優先順位を付すものとし、既に表彰を受けた者は、表

表彰対象としないこととする。

- (1) 戸塚区地区連合町内会長と交通安全協会各地区支部長(両者の協議により決定)
- (2) 戸塚警察署、戸塚交通安全協会本部、戸塚安全運転管理者会、戸塚区役所(それぞれが推薦)

2 被表彰者の決定は、推薦された候補者の中から協議会会長が行う。

(表彰の回数)

第6条 表彰は、原則として毎年1回行う。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、戸塚区役所総務部地域振興課において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日より施行し、昭和51年制定の戸塚区交通安全功労者表彰候補者推薦要綱は、同日をもって廃止する。

(提出先)

戸塚区交通安全対策協議会会長

_____ 地区連合町内会長 _____
_____ 地区交通安全協会支部長 _____

交通安全功労者表彰候補者として次のとおり推薦します。

1 個人の部

推薦順位	候補者名				推薦理由 (具体的に)
	ふりがな 氏名		性別	男・女	
	生年月日		年齢	歳	
	住所		電話		
推薦順位	候補者名				推薦理由 (具体的に)
	ふりがな 氏名		性別	男・女	
	生年月日		年齢	歳	
	住所		電話		

2 団体の部

推薦順位	候補団体				推薦理由 (具体的に)
	ふりがな 団体名				
	ふりがな 代表者名				
	代表者住所		電話		
	団体の 構成会員数				
推薦順位	候補団体				推薦理由 (具体的に)
	ふりがな 団体名				
	ふりがな 代表者名				
	代表者住所		電話		
	団体の 構成会員数				